

## 再発防止のための改善計画のご報告

2023年6月16日

社会福祉法人千葉育美会

### 1 これまでの取り組みの経過

当法人では、昨年「浮間こひつじ園」で発生しました入居者の方に対する殺人事件の原因究明及び再発防止策の提言を受けるために設置した第三者委員会から、昨年12月10日付けで管理運営体制上の問題点の指摘及び再発防止策の提言を受けました。

これにより、直ちに12月18日、臨時理事会を開催し、再発防止のための具体策を検討するため、理事会内に理事・監事・評議員の総数5名で構成されるワーキンググループ(WG)を設置することを決定し、以後、WGを中心に再発防止策の検討を行うこととしました。WGでは、第1回会合を12月20日に開催して、検討項目の洗い出しを行い、2023年3月末を目途として再発防止策を確定することとして、そのための工程表を作成し、検討を重ねてきましたが、今般、所管官庁(北区及び東京都)への報告も終わりましたので、その概要をご報告いたします。

### 2 北区への改善計画書の提出

北区(介護保険課)では、2022年10月28日、11月1日の両日にわたり本件の調査のための特別監査を実施して、職員からのヒアリングを行うなどして、その結果に基づき、2023年1月26日付けで当法人に対し「高齢者虐待防止のための改善計画書」を2月末までに提出するようとの指示しました。そこで、WGでは再発防止策の取りまとめを1ヶ月前倒しすることにして、合計6回の会合を経て改善計画書を完成させて、2月27日、北区に提出しました。

その後、上記改善計画書に基づく改善状況の経過報告書(フォローアップ報告書)を4月19日付けで提出しています。

なお、北区からは同じく4月19日付けで上記改善計画書の内容を下にして、裏付資料や具体的な方法等について追加して報告するよう指導がありましたので、5月19日、各種マニュアル等の資料を添えて追加報告書も提出済みです。

### 3 東京都への改善状況報告書の提出

東京都(福祉保健局)は、2023年3月2日、「浮間こひつじ園」に対して定期の实地指導を実施し、これに基づき3月27日、指摘事項についての改善状況報告書を4月26日までに提出するようとの指示がありました。そこで、WGでは引き続き指摘事項についての検討を重ねて期限までに報告書を提出しました。

これについても、東京都から更に5月11日付けで追加資料等の提出要請がありましたので、6月1日、その提出を終えております。

## 4 再発防止策の概要

以上の北区及び東京都へ提出・報告済みの再発防止策等の主な内容は次の通りです。

### (1)組織体制の見直し・ガバナンスの確立

各職員・職種ごとの職務分担と責任分野を明確にするため組織図を改訂し、職務分担表を新たに作成し、外国人職員用に4カ国語の翻訳版も作成して、指揮系統の明確化と各職員ごとの責任分担を明確化しました。

また、人事評価を透明化するために人事マニュアルも作成しました。なお、各マニュアルは全て外国人職員用に4カ国語の翻訳版も作成しています。

### (2)各種マニュアルの整備

高齢者虐待防止指針、身体拘束適正化指針、安全対策マニュアル等の各種のマニュアル類を当法人が運営する3つの施設で統一することとして整備し、各ユニットに備え置くこととしました。

また、虐待を発見したときには、職員個人に行政当局への通報義務があることを周知するためにチラシを作成し、各種職場会議で周知するとともに掲示板にも掲示して周知に努めています。

### (3)研修体制の整備

浮間こひつじ園では、コロナ禍による感染防止の必要もあって、必ずしも各種の研修が計画通りに実施されておりませんでしたので、年間の研修計画を見直して研修を確実に実施する体制を整備しました。そのうち、高齢者虐待防止研修は昨年11月に波岡の家（木更津市）と合同で、本年4月には浮間単独で実施済みです。また、5月には身体拘束適正化研修・感染症予防研修を実施しています。

また、勤務の都合で集合研修に参加できなかった職員用には、研修の模様をビデオ録画して、後日、これを視聴できるようにして、全員が必要な研修を受講できるようにしております。

新規採用の職員用にも、各種のマニュアルの要点をまとめた新入職員ガイドブックを作成し、職務開始直後に集中的な研修を受けさせることとしています。

### (4)苦情対応体制の整備

入居者及びそのご家族等からの苦情を受け付け、適切に対応するため、苦情対策要綱・苦情解決マニュアル、苦情相談票等を整備して、職場会議等でも周知して、寄せられた苦情に対して速やかに対応できる体制を整備しました。その他にも内部通報窓口を外部の弁護士に委嘱して設置し、内部通報を受けた際の調査・報告体制も整備しています。

### (5)事故発生の防止・事故発生時の対応体制の整備

安全対策の責任者を明確にするため、安全対策責任者をユニット型、従来型それぞれで指名して辞令を交付し、安全対策委員会の初会合を5月には実施し、安全対策指針・安全対策マニュアルの内容を紹介して、周知に努めています。

### (6)その他

外国人職員用に法人の費用負担で日本語学校を受講できるよう学校側と条件の整備を進めています。また、各ユニットに最低 1 台の自動翻訳機「ポケトーク」を配置して、外国人職員のコミュニケーションに利用できるようにしました。

さらに、夜勤専従者が孤立することがないように複数の夜勤者が配置されているユニット勤務者が定期的に他のユニットを巡回するように義務化したほか、職員相談窓口設置要綱を作成し、職員の相談・悩み事を受けて相談に応じる体制を整備して、担当者会議等でその周知を図っています。

以上